

令和4年1月1日から

瓦屋根の緊結方法が強化されます

建築基準法の告示基準（昭和46年建設省告示第109号）が改正されました



ガイドライン工法^{※1}を踏まえて、告示基準^{※2}を改正

※1 業界団体（（社）全日本瓦工事業連盟、全国陶器瓦工業組合連合会、全国厚形スレート組合連合会）が作成した「瓦屋根標準設計・施工ガイドライン」（平成13年8月策定）で示される強風や地震による屋根瓦の脱落被害を防止できる工法

※2 昭和46年建設省告示第109号

瓦の緊結方法に関する基準（昭和46年建設省告示第109号）

- 令和4年1月1日以降、瓦屋根は、以下の緊結方法でふく必要があります

緊結箇所

これまで

軒、けらば（端部から2枚までの瓦）、むね（1枚おきの瓦）

令和4年
1月1日～

軒、けらば、むね、平部
全ての瓦

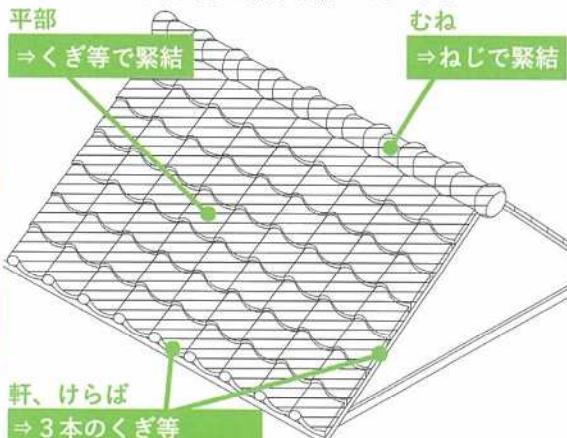
規制対象

強風対策（緊結強化）が
求められる屋根
瓦屋根（粘土瓦、セメント瓦）

今回の対象外の屋根
**スレート屋根、金属屋根
(金属瓦、金属板)**

部位別の緊結方法

緊結強度は銅線、鉄線くぎくねじ



緊結方法

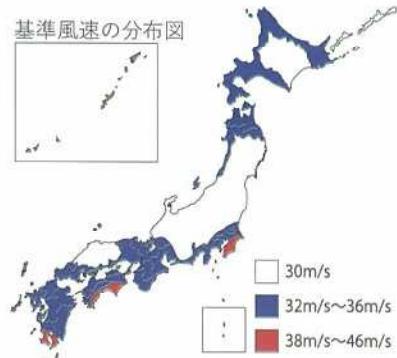
これまで

銅線、鉄線、くぎ等で緊結

令和4年
1月1日～

**瓦の種類、部位、基準風速
に応じた緊結方法**

耐久性 屋根ふき材・緊結物にさび止め・防腐措置をすること
(改正前後で変わりません)



- 上記の他、①②の緊結方法も可能です

① ガイドラインの標準試験に合格した緊結方法

② 告示第1458号の構造計算方法により安全性が確かめられた緊結方法



全国PCがわら
組合連合会